

医療福祉拠点人材養成整備事業にかかる基本協定書（案）

滋賀県（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、医療福祉拠点人材養成機能整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、本事業の実現と持続的な運営の確保に向け、次のとおり合意し、本基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本協定は、甲と乙が協力し、乙の大学運営を円滑に実施することにより教育研究の充実、大学の活性化を図るとともに、本県における医療福祉人材の確保や地域活性化を図ることを目的とする。
- 2 本協定は、本事業における甲および乙の役割および基本的合意事項について定めるとともに、医療福祉拠点人材養成機能整備事業の整備、運営等に関する基本的事項ならびに甲および乙の本事業に係る事業用定期借地権設定契約（以下「定期借地契約」という。）の締結に関する事項等を定める。

（本事業の趣旨の尊重）

- 第2条 甲および乙は、本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重し、相互に協力・努力し、本協定に定める義務を誠実に履行する。

（本事業の履行）

- 第3条 乙は、本事業に関して甲が公表した「医療福祉拠点人材養成整備事業にかかる事業者募集要項」（質問回答等の一切の附属書類ならびにその後の変更および修正を含み、以下「募集要項等」という。）に定める各事項を遵守し、審査委員会の審査を通過した企画提案書（本協定締結日までに提案内容の説明または補足として甲に提出した一切の書類を含み、以下「本提案書」という。）および関係法令に従って本事業を誠実に実施する。
- 2 乙は、社会環境・情勢等の変化および行政協議・関係者調整により、公共公益上等の観点からやむを得ず変更が生じた場合で、書面により甲の事前承諾を得た場合を除き、本提案書の内容を変更することはできない。
- 3 甲は、乙に対し、公共公益上必要と認める場合は、合理的な範囲内で本提案書の内容の変更を求めることができる。
- 4 募集要項等、本提案書、本提案書の変更されたもの、本協定、定期借地契約書の各内容に齟齬が生じている場合は、本提案書の変更されたもの、定期借地契約書、本協定、本提案書（変更前のもの）、募集要項等の順に優先するものとする。
- 5 甲および乙は、本協定締結後、本協定の内容を踏まえて、本事業の用に供する本件土地（以下「本件土地」という。）における、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という）第23条第1項に定める定期借地契約を締結したときに、定期借地契約の効力を発生させることを確認する。
- 6 前項に規定する定期借地契約は、原則として令和7年6月30日までに公正証書により締結するものとする。

7 乙は、定期借地契約締結と同時に、甲に対して敷金として貸付料の月額分●●円を預託しなければならない。

8 乙の一方的な都合で定期借地契約を締結しようとしないうちは、甲は、第9条第1項第2号により本協定を解除し、第13条第2項に定める違約金を乙に請求する。

(責務)

第4条 甲および乙は次に定める各々の責務のもと、本事業を実施するものとする。

- (1) 乙は甲に対して、定期借地契約締結の日から本事業の用に供する建築物等をしゅん工させるまでの間、3か月毎に建設工事等の事業の進捗状況の報告を行うものとし、甲による現地確認に協力するものとする
- (2) 乙は、本事業の用に供する建築物等の設計書が完成したときは、当該設計書の内容が本提案書の内容と整合しているか甲に確認を取りその承認を受けなければならない
- (3) 乙は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請書を建築主事に提出する前にその内容を甲に報告しなければならない
- (4) 乙は、本事業の用に供する建築物等の設計および建設に際しては、周辺環境に配慮するとともに、近隣住民への説明の場を設けることとする
- (5) 乙は、本事業の用に供する建築物等の完成後、本協定書、定期借地契約、募集要項等に従い、本事業の事業期間が終了するまで、当該建築物等を所有し運営する

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から定期借地契約期間満了の日までとする。

(本件土地の賃貸借)

第6条 第3条第5項の定期借地契約の内容は概ね次の各号のとおりとする。

(1) 貸付財産は、次のとおりとし、貸付面積は2,600.00㎡である。

所在地	地目	数量
大津市京町三丁目 226 番 1 の一部	宅地	733.81 ㎡
大津市京町三丁目 226 番 2	宅地	200.62 ㎡
大津市梅林一丁目 207 番 1	宅地	1,665.57 ㎡

- (2) 乙が負担する貸付料は、月額金●●円とする。ただし、固定資産評価替えの時期にあわせて貸付料は改定する
- (3) 乙は、甲の定める支払方法により前号で定める貸付料を甲に支払うものとする
- (4) 貸付期間は、49年11か月間とする
- (5) 乙は、本件土地の引渡し前であっても、定期借地契約締結後は、甲の承認を受けて測量等を行うことができる
- (6) 乙は、定期借地契約が期間満了により終了したときは同満了日までに、定期借地契約が解除により終了したときは甲の指定する日までに、貸付財産上の施設および設備を自己の費用負担において撤去し、貸付財産を更地にして甲に返還しなければならない

(禁止事項)

第7条 乙は、定期借地契約の期間中、次のことをしてはならない。

- (1) 本件土地を第三者に転貸し、または第三者の使用または収益の用に供すること
- (2) 定期借地権の全部または一部を第三者に譲渡すること
- (3) 敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供すること

(事業実施状況の報告等)

第8条 乙は、本件土地において行う事業実績および事業収支状況に関する資料を甲が求めた場合には、これに従い速やかに提出するものとする。

- 2 甲は、乙の財務状況や事業収支等の悪化その他の事由により事業の継続が困難となるおそれがあると考えられる場合には、乙に対し、事業改善等に向けた協議を求めることができる。

(協定の解除等)

第9条 次に定める事項に乙が該当すると認められる場合は、甲は、本協定を解除することができる。

- (1) 医療福祉拠点人材養成整備事業にかかる事業者募集への応募および提案の応募申込みに際して虚偽の記載をした場合
 - (2) 乙が本協定に定める債務を履行せず、かつ甲が催告しても乙が履行せず、または甲が催告しても履行の見込みがないと甲が判断した場合
 - (3) 本件土地における定期借地契約が解除となった場合
 - (4) 乙が本協定で定める債務の全部または一部を履行できない場合
 - (5) 銀行取引停止処分を受け、または破産、民事再生、私的整理、解散命令があったとき
 - (6) 営業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、休業もしくは廃業し、または法人を解散するとき
 - (7) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売の申立を受け、もしくは公租公課の滞納処分があったとき
 - (8) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれかに該当する者であると認められた場合
 - (9) その他、本協定を継続しがたい重大な背信行為があったとき
- 2 本協定が解除された場合、第3条第5項の定期借地契約も効力を失うものとする。
 - 3 第1項の規定により甲が本協定や本事業関連契約を解除した場合であっても、乙が負担した設計費用、建設費等、必要経費、有益費その他一切の費用を甲は負担しない。

(定期借地契約の解除による効果)

第10条 定期借地契約の全部が同契約の規定に従って解除された場合、本協定は、その効力を失うものとする。

(秘密保持)

第11条 甲および乙は、本事業または本協定に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示または漏えいしてはならず、本事業または本協定

の目的以外に使用してはならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 公知の情報であるとき
 - (2) 甲および乙が守秘義務の対象としない情報であることを承諾したとき
 - (3) 裁判所により開示が命じられたとき
 - (4) 甲および乙が法令等に基づき開示義務を負うとき
 - (5) その他法令に基づき開示する場合
- 2 乙は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、甲が貸与するデータおよび資料等に記載された個人情報ならびに当該情報から乙が作成した個人情報（以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。）を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および滋賀県個人情報保護条例を遵守して取扱う責務を負う。
- 3 前項に定めるほか、乙は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、甲の指示に従う。

（知的財産権）

第12条 乙は、甲が本事業の用に供する建築物等を透視図、写真、絵画その他の媒体により表現することについて、著作権その他の知的財産権に基づき、著作物の利用を許諾する。

- 2 甲は、必要があれば、乙から交付された成果物その他の文書またはデータ、または本事業の用に供する施設設備の内部もしくは外観を絵画や写真等により複製したものを、複製、翻案、展示、公衆送信するなど自由に利用することができる。

（損害賠償）

第13条 乙は、本協定に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙の債務不履行により本協定が解除となり定期借地契約に至らなかった場合は、甲は乙に対し、貸付料年額の3倍に相当する額を違約金として請求することができる。なお、違約金の請求によって前項の損害賠償が妨げられるものではない。

（財政支援）

第14条 甲は乙に対し、本事業において運営される学校の用に供する施設または設備に関する初度の整備に要する経費について、甲の定める所定条件を満たす場合は、その経費の2分の1を限度として、滋賀県議会で議決された予算の範囲内で補助する。

- 2 本件土地に係る貸付料について、貸付開始から20年間に限り2分の1を減額する。
- 3 第1項の財政支援は滋賀県議会で議決を前提とするものであり、滋賀県議会での承認を得た場合に第1項の効力が生じるものである。

（事業の継続）

第15条 甲が第9条に基づいて本協定を解除する場合、乙以外の事業者により本事業が継続されることが必要と認める場合は、乙に対し乙以外の事業者により本事業を継続させることについて申し入れをすることができるものとし、この場合、乙はその申し入れに応じて協議しなければならない、乙以外の事業者による本事業の継続に向けて協力しなければ

ばならないものとする。

(裁判管轄)

第 16 条 本協定に係る甲乙間の紛争に関する訴訟は、大津地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 17 条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲および乙が誠実に協議して定めるものとする。

以上の証として本基本協定書を 2 通作成し、甲ならびに乙がそれぞれ記名押印の上、それぞれが各一通を保有する。

令和 7 年 (2025 年) 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 住 所
氏 名